

外国競争法研究会(2019年度)のご案内

企業活動がグローバル化する中で、各国の競争法が活発に運用されており、日本企業に適用される事例も増えています。また違反した場合の罰金や制裁金も高額になっており、企業活動を展開する上で、諸外国の競争法・競争政策の動向を理解することは必要不可欠なものになっています。知的財産権と競争法をめぐる問題も新しい局面に入りつつあり、この面からも海外の競争当局の動向を理解することが重要です。

こうした状況に適切に対応するためには、企業自身が諸外国の関係法令とその運用についての知識を十分修得した人材を育成しておくことが何よりも必要です。問題が起きてから弁護士を頼むというのでは対応に遅れをとることになりかねません。

「外国競争法研究会」は、松下満雄・東京大学名誉教授を座長として、年6回開催し、主として、各国の競争法や知的財産権法等とその運用、日本企業に対するこれら法令の適用事例、国際的な競争政策の動向等について、内外の専門家を講師に招いて講演していただき、議論を行っていきます。

なお、各回の講演と議論の要旨をとりまとめ、会員に配布することとしています。

◇開催日

2019年5月～2020年3月
(全6回、原則、2カ月に1回、奇数月に開催、開催日とテーマはその都度ご連絡します)

◇座長：松下 満雄

(東京大学名誉教授)

◇時 間 (基本)

14:00～16:00

(逐次通訳が入る場合などは時間延長することがあります)。

◇場 所

公正取引協会第一会議室

◇受講料

108,000円(税込)

(1社2名までご受講可能です。)

※外国競争法研究会の会員の方は、別途開催の「海外主要国競争法講座」を無料でご受講いただけます(1名まで、事前登録が必要です。)

◇定 員

30名(定員に達し次第締め切らせて頂きます)

◇申込方法

必要事項をご記入の上、e-mail FAX、又は[参加申込フォーム](#)、でお申込みください。

企業法務・国際マーケティング・知的財産権を担当の方、
あるいは弁護士の方々におすすめてです。是非ご参加を!

<平成30年度 テーマ>

トランプ政権下における反トラスト法(合併規制)の執行状況について

日本企業に影響を及ぼすEU競争法の最新動向

ブラウン管事件最高裁判決と今後の独占禁止法の域外適用

中国競争法の最近の動向 — 独禁当局の統合と最新状況等 —

中南米におけるリニエンシー・確約制度とその運用状況～ブラジル・メキシコ・チリの競争法において～

「OECD競争委員会の活動と役割及び近時のデジタル・エコノミーに係る議論動向」

「外国競争法研究会(2019年度)」参加申込要領

◎申込方法 参加申込フォームからお申込みいただくか、e-mail又はFAXでお申込みください。

- ・ [参加申込フォーム](#)からお申込みいただけます。
- ・ e-mail の場合は件名に「外国競争法研究会」、本文に①会社等の住所、②会社等の名称、③所属部課、④受講者名、⑤電話番号、⑥FAX番号、⑦e-mailをお書きの上

gaiokoku1950@koutori-kyokai.or.jp までお送りください。

- ・ FAXの場合は下記の所定事項をご記入の上、ご送信ください。

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 赤坂KSビル2F

電 話 03(3585)1241

FAX 03(3585)1265

◎支払方法 お申込みをいただいた後、当協会から請求書をお送りしますので、それにより払込みをお願いいたします。

「外国競争法研究会(2019年度)」申込書

① 会社等の住所 〒□□□-□□□□

② 会社等の名称

③ 所属部課

④ 受講者名(代理出席可)

⑤ 電話番号

⑥ FAX番号

⑦ e-mail